明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（財務二八五）　一
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一〇（平成二十二）年四～六月期）（内閣府）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
特恵関税、基本測量関係事項関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、平成二十一事業年度独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の財務諸表、独立行政法人日本貿易保険二〇〇九年度財務諸表、平成二十一年度決算等（北海道旅客鉄道株式会社・四国旅客鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）、平成二十一事業年度決算等（預金保険機構・社会保険診療報酬支払基金・農水産業協同組合貯金保険機構・農林漁業団体職員共済組合・全国農業会議所）、西日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・名簿への紛争解決手続代理業務の付記関係　一一
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

告示

○財務省告示第二百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関係暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇五・四四号に掲げる物品	中華人民共和国
一五	関税率表第四一一四・二〇号に掲げる物品	パキスタン
二六	関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈠、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の四の㈡又は第四四〇八・九〇号の二の㈡に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの	中華人民共和国
三三	関税率表第四四〇八・三九号の一の㈠又は第四四〇八・九〇号の一の㈡に掲げる物品	中華人民共和国
五六	関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・一〇号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項から第三二項までに掲げるものを除く。）	中華人民共和国
六三	関税率表第六二一五・一〇号に掲げる物品	中華人民共和国
六六	関税率表第六四〇五・九〇号の二に掲げる物品のうち絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	中華人民共和国
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	中華人民共和国
六六	関税率表第七二〇二・三〇号、第七二〇二・五〇号、第七二〇二・七〇号、第七二〇二・八〇号、第七二〇二・九一号又は第七二〇二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年七月